

本原原発第38号
令和6年2月19日

原子力規制委員会 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定
変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請致します。

記

1. 変更の内容

昭和49年5月27日付け49原第4719号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定について、別添(1)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第1編)」の変更後欄及び別添(2)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第2編)」の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更

原子力本部の管理体制について、原子力部門を統括する原子力本部長が現場との距離を縮め、経営層の立場から浜岡原子力発電所の運営に関する諸課題に対して迅速な判断・対応を行うため、現行の原子力本部長－原子力部長－浜岡原子力総合事務所長－発電所長といった四階層の体制を見直し、発電所長を原子力部長管下から原子力本部長直下に所管変更するとともに、浜岡原子力総合事務所長を廃止し、原子力本部長が、原子力部長、原子力土建部長、原子燃料サイクル部長及び発電所長の行う保安活動を直接的に統括する体制とする。

本変更に伴い、保安に関する組織及び職務が一部変更となることから、保安規定第1編及び第2編の関連条文を変更する。

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

以 上

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可番号
1	昭和50年7月15日	50原第6031号
2	昭和50年10月15日	50原第8085号
3	昭和51年6月1日	51安第3238号
4	昭和51年12月13日	51安(原規)第186号
5	昭和52年5月31日	52安(原規)第134号
6	昭和52年10月3日	52安(原規)第270号
7	昭和53年1月26日	53安(原規)第16号
8	昭和54年7月10日	54資庁第8348号
9	昭和54年9月6日	54資庁第9989号
10	昭和54年10月22日	54資庁第12097号
11	昭和54年12月8日	54資庁第15931号
12	昭和55年5月6日	55資庁第4940号
13	昭和55年8月5日	55資庁第9528号
14	昭和55年8月29日	55資庁第10602号
15	昭和56年3月30日	56資庁第2662号
16	昭和56年6月19日	56資庁第7444号
17	昭和56年8月20日	56資庁第10448号
18	昭和57年2月26日	57資庁第2530号
19	昭和57年7月31日	57資庁第10881号
20	昭和58年8月29日	58資庁第11217号
21	昭和59年5月18日	59資庁第4765号
22	昭和59年8月17日	59資庁第10192号
23	昭和59年12月10日	59資庁第13449号
24	昭和60年5月1日	60資庁第4679号
25	昭和60年7月25日	60資庁第8889号
26	昭和61年10月15日	61資庁第11645号
27	昭和62年6月29日	62資庁第8206号
28	昭和62年8月25日	62資庁第10265号
29	昭和63年2月4日	62資庁第16334号
30	昭和63年4月6日	63資庁第2500号
31	平成元年3月31日	元資庁第3500号
32	平成2年3月23日	2資庁第1878号
33	平成2年9月25日	2資庁第9820号
34	平成3年1月17日	2資庁第14526号
35	平成4年5月13日	4資庁第5719号
36	平成4年11月6日	4資庁第12030号
37	平成5年6月25日	5資庁第7245号
38	平成6年1月19日	5資庁第13491号
39	平成6年9月26日	6資庁第10233号
40	平成7年10月23日	7資庁第12069号
41	平成8年3月28日	8資庁第1893号
42	平成8年6月25日	8資庁第6659号
43	平成8年12月20日	8資庁第11850号

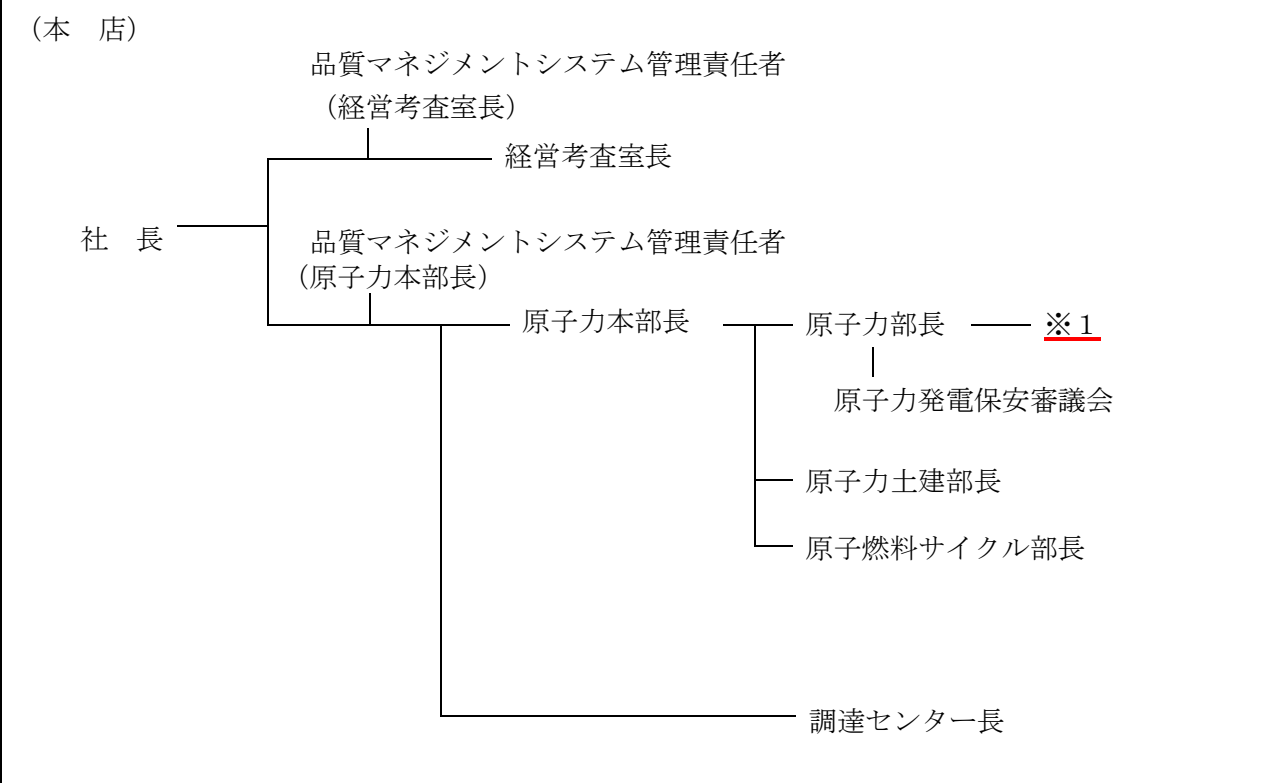
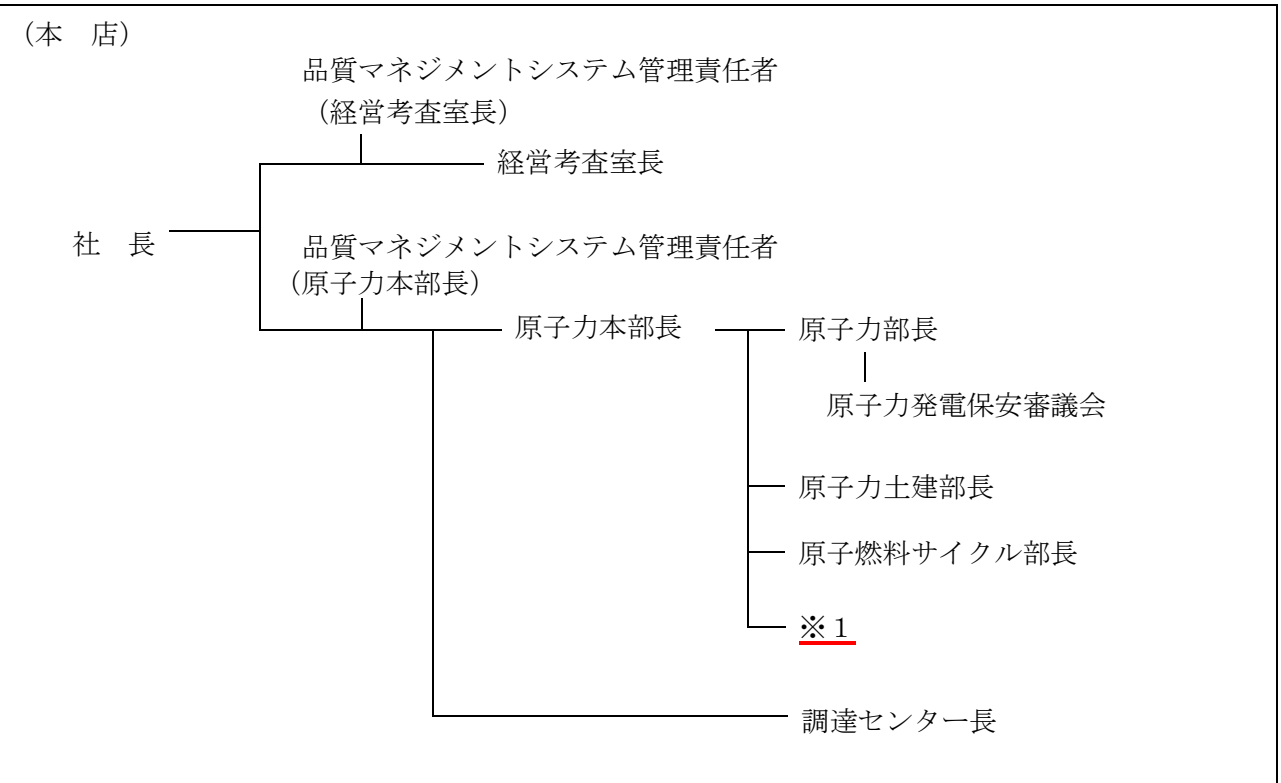
	認可年月日	認可番号
44	平成9年6月26日	平成09・06・11資第7号
45	平成10年12月17日	平成10・11・24資第35号
46	平成11年7月9日	平成11・05・31資第11号
47	平成13年1月5日	平成12・08・31資第17号
48	平成13年2月23日	平成13・02・15原第11号
49	平成13年3月30日	平成13・03・23原第8号
50	平成13年10月29日	平成13・09・12原第3号
51	平成14年3月18日	平成14・02・25原第4号
52	平成14年9月20日	平成14・08・21原第10号
53	平成14年12月20日	平成14・12・04原第2号
54	平成15年5月9日	平成15・04・10原第18号
55	平成15年8月6日	平成15・06・26原第3号
56	平成15年11月7日	平成15・09・24原第5号
57	平成16年5月20日	平成15・12・18原第12号
58	平成16年8月3日	平成16・07・09原第21号
59	平成16年10月15日	平成16・09・29原第3号
60	平成17年1月11日	平成16・12・01原第3号
61	平成17年12月20日	平成17・12・06原第4号
62	平成18年2月22日	平成18・01・31原第12号
63	平成18年6月15日	平成18・05・29原第2号
64	平成18年11月1日	平成18・10・18原第9号
65	平成19年4月25日	平成19・04・02原第5号
66	平成19年6月22日	平成19・06・01原第30号
67	平成19年9月18日	平成19・07・27原第13号
68	平成19年12月13日	平成19・09・28原第34号
69	平成19年12月13日	平成19・11・30原第27号
70	平成20年6月23日	平成20・06・02原第27号
71	平成20年8月22日	平成20・07・11原第20号
72	平成20年9月19日	平成20・09・01原第9号
73	平成20年12月12日	平成20・10・31原第20号
74	平成21年1月19日	平成20・12・22原第18号
75	平成21年2月13日	平成21・02・03原第24号
76	平成21年6月19日	平成21・05・29原第1号
77	平成21年11月18日	平成21・10・14原第9号
78	平成22年2月25日	平成22・01・29原第10号
79	平成22年6月24日	平成22・05・31原第4号
80	平成22年12月13日	平成22・10・07原第2号
81	平成23年2月16日	平成23・02・01原第4号
82	平成23年4月5日	平成23・03・02原第8号
83	平成23年5月6日	平成23・04・06原第15号
84	平成23年5月11日	平成23・04・22原第12号
85	平成23年6月29日	平成23・06・06原第8号
86	平成24年9月6日	20120813原第37号
87	平成25年5月8日	原管廃収第130212001号
88	平成25年6月28日	原管B発第1306272号

	認可年月日	認可番号
89	平成25年12月24日	原管B発第1312241号
90	平成26年2月21日	原管廃発第1402192号
91	平成26年6月25日	原規規発第1406244号
92	平成26年9月3日	原規規発第1409022号
93	平成26年11月7日	原規規発第1411062号
94	平成27年6月10日	原規規発第1506101号
95	平成28年2月3日	原規規発第16020317号
96	平成28年3月2日	原規規発第1603024号
97	平成28年3月24日	原規規発第16032416号
98	平成29年3月2日	原規規発第1703021号
99	平成29年4月27日	原規規発第17042711号
100	平成29年8月16日	原規規発第1708162号
101	平成30年3月12日	原規規発第1803128号
102	平成30年8月21日	原規規発第1808215号
103	令和元年9月3日	原規規発第1909034号
104	令和2年2月7日	原規規発第2002072号
105	令和2年6月3日	原規規発第2006037号
106	令和2年8月31日	原規規発第2008311号
107	令和3年3月31日	原規規発第2103312号
108	令和4年5月25日	原規規発第2205251号
109	令和4年11月9日	原規規発第2211092号
110	令和5年6月1日	原規規発第2306012号
111	令和5年8月28日	原規規発第2308281号
112	令和5年12月21日	原規規発第2312213号

別添（1）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>(本店)</p> 	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>(本店)</p> 	<p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更 (発電所長を原子力本部長管下から原子力本部長直下に所管変更)</p>
<p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p>	<p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p>	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>【前頁の続き】</p> <p>(浜岡原子力総合事務所)</p> <p>※1 ——— 浜岡原子力総合事務所長 ——— ※2</p>	<p>【前頁の続き】</p>	<p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更</p>
<p>(発電所)</p> <p>発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※2 ——— 発電所長</p> <p>原子力発電所保安運営審議会</p> <p>総括・品質保証部長 総務部長 運営基盤部長 発電部長 エンジニアリング部長 保修部長 土木建築部長 廃止措置部長 原子力研修センター所長</p> <p>総括管理課長 品質保証グループ長 検査管理課長 資材調達課長 防災課長 核物質防護課長 放射線管理課長 デジタル技術課長 運転管理課長 施設保安課長 廃棄物管理課長 発電指令課長 安全・系統管理課長 共通設計課長 設計調達課長 原子燃料課長 保修管理課長 機械保修課長 電気保修課長 土木課長 建築課長 廃止措置計画課長 廃止措置工事課長</p>	<p>(発電所)</p> <p>発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※1 ——— 発電所長</p> <p>原子力発電所保安運営審議会</p> <p>総括・品質保証部長 総務部長 運営基盤部長 発電部長 エンジニアリング部長 保修部長 土木建築部長 廃止措置部長 原子力研修センター所長</p> <p>総括管理課長 品質保証グループ長 検査管理課長 資材調達課長 防災課長 核物質防護課長 放射線管理課長 デジタル技術課長 運転管理課長 施設保安課長 廃棄物管理課長 発電指令課長 安全・系統管理課長 共通設計課長 設計調達課長 原子燃料課長 保修管理課長 機械保修課長 電気保修課長 土木課長 建築課長 廃止措置計画課長 廃止措置工事課長</p>	<p>(浜岡原子力総合事務所及び浜岡原子力総合事務所長の削除)</p> <p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更</p> <p>(発電所長を原子力部長管下から原子力本部長直下に所管変更)</p> <p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更</p> <p>(浜岡原子力総合事務所の削除)</p>
<p>図4(2) 保安に関する組織 (浜岡原子力総合事務所及び発電所)</p>	<p>図4(2) 保安に関する組織 (発電所)</p>	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、<u>浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動</u>を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p><u>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</u></p> <p><u>4</u> 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) ～ (31) [略]</p> <p>(32) <u>第4項(3)</u>から(29)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) 各部署の長は、<u>第4項</u>に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、原子力部長、原子力土建部長、<u>原子燃料サイクル部長及び発電所長</u>の行う保安活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、<u>原子力部における発電所の保安に関する業務</u>を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p><u>3</u> 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、<u>発電所における保安に関する業務</u>を統括する。</p> <p>(2) ～ (31) [略]</p> <p>(32) <u>第3項(3)</u>から(29)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) 各部署の長は、<u>第3項</u>に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更</p> <p>（浜岡原子力総合事務所長の職務を原子力本部長の職務に移管）</p> <p>（原子力部長の原子力部における職務の明確化）</p> <p>（浜岡原子力総合事務所長の職務の削除）</p> <p>（発電所長の発電所における職務の明確化）</p> <p>（第3項の削除に伴う項番号の繰り上げ）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力発電所保安運営審議会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び第5条第4項(2)から(32)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電所保安運営審議会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び第5条第3項(2)から(32)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更 (第5条第3項の削除に伴う項番号の繰り上げ)</p>

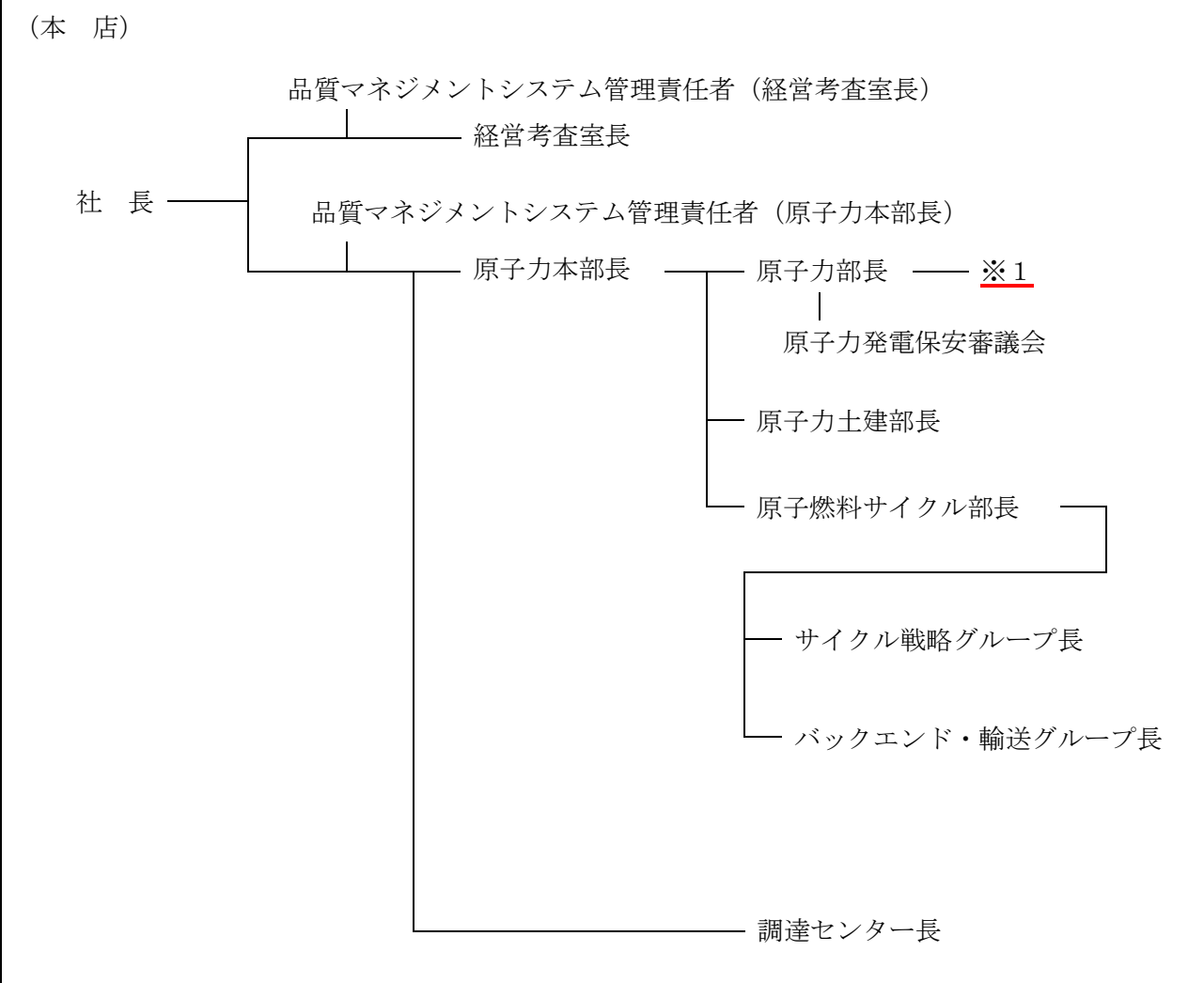
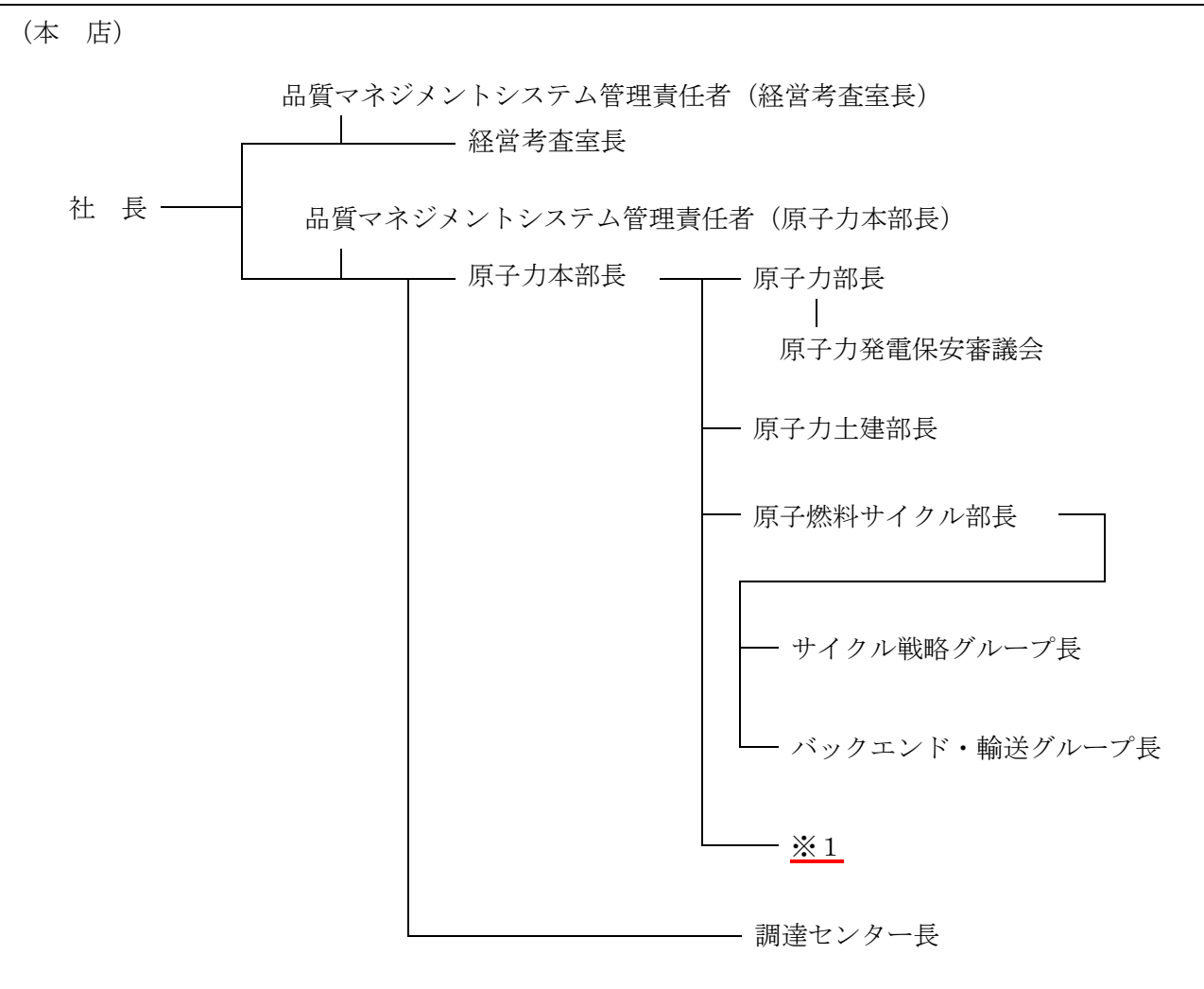
浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則第1条に施行期日を規定</p>

別添（2）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>(本店)</p>  <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>(本店)</p>  <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p>	<p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更 (発電所長を原子力本部長管下から原子力本部長直下に所管変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>【前頁の続き】</p> <p>(浜岡原子力総合事務所)</p> <p>※1 — 浜岡原子力総合事務所長 — ※2</p> <p>(発電所)</p>	<p>【前頁の続き】</p> <p>(発電所)</p>	<p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更</p> <p>(浜岡原子力総合事務所及び浜岡原子力総合事務所長の削除)</p> <p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更</p> <p>(発電所長を原子力部長管下から原子力本部長直下に所管変更)</p> <p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更</p> <p>(浜岡原子力総合事務所の削除)</p>
<p>図4(2) 保安に関する組織 (浜岡原子力総合事務所及び発電所)</p>	<p>図4(2) 保安に関する組織 (発電所)</p>	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、<u>浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する</u>。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p><u>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</u></p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) ～ (28) [略]</p> <p>(29) 第4項(3)から(27)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、施設保安課長、共通設計課長、設計調達課長、保修管理課長、機械保修課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、原子力部長、原子力土建部長、<u>原子燃料サイクル部長及び発電所長</u>の行う保安活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、<u>原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する</u>。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p><u>3 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</u></p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、<u>発電所における保安に関する業務を統括する</u>。</p> <p>(2) ～ (28) [略]</p> <p>(29) 第3項(3)から(27)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、施設保安課長、共通設計課長、設計調達課長、保修管理課長、機械保修課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) 各部署の長は、第3項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更 （浜岡原子力総合事務所長の職務を原子力本部長の職務に移管） （原子力部長の原子力部における職務の明確化） （浜岡原子力総合事務所長の職務の削除） （発電所長の発電所における職務の明確化） （第3項の削除に伴う項番号の繰り上げ）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(原子力発電所保安運営審議会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、廃止措置主任者及び第5条第4項(2)から(29)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電所保安運営審議会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会（以下「保安運営審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保安運営審議会は、委員長、廃止措置主任者及び第5条第3項(2)から(29)に定める職位の内、発電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更</p> <p>(第5条第3項の削除に伴う項番号の繰り上げ)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則第1条に施行期日を規定</p>